訪問看護ステーション - 利用者の自己負担 利用される公的保険の種類によって、基本利用料の割合は異なります。 **介護保険による場合**

料金		内容	時間		利用料金	自己負 担額
基本料金	看護師による	訪問看護 11	20 分未満の 訪問	1回	3,100円	310円
		訪問看護 I2	30分未満の 訪問	1回	4,630円	463円
	訪問	訪問看護 I3	30分以上60分 未満の訪問	1回	8,140円	814円
(交通費込み)		 訪問看護 4 	60分以上90分 未満の訪問	1回	11,170 円	円
	理学療法士,作業療法士など	訪問看護 I5	20分 (1週間に6 回が限度)	1回当	3,020円	302円
		訪問看護 I5・2 超	1日に 2 回を超 える場合 (90/100)	1回当	2,720円	272円
		初回加算	※ 1	初回	3,000円	300円
		退院時共同指導 加算	* 2	初回	6,000円	600円
		緊急時訪問加算	※ 3	1 月毎	5,400円	540円
		特別管理加算I	<u></u> ×4	 - 1 月毎	5,000円	500円
		特別管理加算Ⅱ		1/1/14	2,500円	250円
加算料金	(保険内)	ターミナルケア 加算	※ 5		20,000 円	2,000 円
		サービス提供体 制加算I	% 6	1回	60円	6円
		長時間訪問加算 ※7 1回	1回	3,000円	300円	
		複数名訪問加算	※8 (同意 必要) 分 未	1回	2,540円	254円

				満			
				30			
				分	 1回	4,020円	 402 円
				以		4,020	402円
				上			
		早朝加算	(6:00~	8 : 00))	25%增	
		夜間加算	(18 : 00~	~22 :	00)	25%增	
		深夜加算	(22 : 00~	~6 : 0	0)	50%增	
	護	1時間30分を越える訪問看		30分	を超え	2.000⊞	
		護		る毎に		2,000円	
		その他希望による保険外訪		1回毎に 実費相当額		₩	
		問				夫貨 怕	
		エンゼルケア(死	後の処置)	1回		10,000円	(税抜)

- **※1** 初回加算:新規に訪問看護計画を作成した方に対し訪問看護を提供した場合、初回の訪問看護に加算されます。
- ※2 退院時共同指導加算:入院または入所中の方に対し主治医等と連携し在宅生活での必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算されます。
- ※3 緊急時訪問加算 *ご希望により、24時間電話等により利用者・ご家族の相談に対応。緊急時訪問を必要に応じ実施することが可能になります。この場合、その月の1回目の訪問を行った時に別途加算され、緊急の訪問 を行った場合には、その都度基本料金がかかります。
- *特別管理加算の対象の方には1月の内2回目以降の訪問には早朝・夜間/深夜の加算がつきます。
- ※4 特別管理加算I 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である場合加算されます。
- 特別管理加算II 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等である場合加算されます。
- ※5 ターミナルケア加算:死亡日及び死亡日前日14日以内に2日以上(死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険による訪問看護の提供を受けている場合、1日以上)ターミナルケアを行った場合加算されます。

- ※6 サービス提供体制加算:職員の研修等を実施しており、かつ、3年以上の 勤務年数のある者が30%以上配置されている事業所に加算されます。
- ※7 長時間訪問加算:特別管理加算の対象の方に1時間30分以上の訪問看護を 行った場合加算されます。
- ※8 複数名訪問加算:ご利用者の身体的理由等により1人の看護師による訪問看護が困難と認められる場合、ご利用者・ご家族の同意を得て同時に2人の看護師が訪問看護を行った場合加算されます。
- ※ 給付限度額を超えてサービスを利用した場合や、介護保険料の滞納により、 市町村から事業所へ保険給付が直接支払われない場合は、利用者様から自己負 担額の10倍の利用料を頂きます。
- ※ 急性憎悪時に主治医から特別指示書により指示された期間は、介護保険の方も医療保険の適用となります。

※ 医療費控除について

医療系サービス(訪問看護、訪問リハビリ、老人保健施設のショートステイ、 デイケア等)は医療費控除の対象となります。

又、それらのサービスと同月に利用された福祉系サービス(身体介護、デイサービス等)も対象となります。

申告時不明な点はご相談下さい。

医療保険による場合

料金	内容	自己負担額	
基本料金	後期高齢者医療制度加入者		1割・3割
週3回まで利用可	後期高齢者医療制度以外の方	各種健康保険により	1割~3割
能	難病・重度心身障害者などの	医療受給者証により	自己負担 あり
(特例あり)	公費負担		自己負担 なし
加算料金	1時間30分を越える訪問看護	30分を超える毎に	2,000円
加异代金	その他希望による保険外訪問	1回毎に	実費相当額

その他の加算料金(1~3割負担)

複数回訪問加算	1日2回目の訪問		4,500円
後	1日3回目以上の訪問		8,000円
#±DII Ø TH ha Ø	留置カテーテル、気管切開等	1 月毎	5,000円
特別管理加算 	真皮を越える褥瘡の状態、その他	1 月毎	2,500円
時間外加算	早朝加算(6時~8時)		2,100円

	夜間加算(18時~22時)		2,100円
	深夜加算(22時~6時)		4,200円
24時間対応体制加算	電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を必 要に応じて行える体制にある場合	1 月毎	5,400円
訪問看護情報提供療養費	ご利用者の同意を得て居住地の市町村、保健 所に対し訪問看護に関する情報を提供した場 合	1 月毎	1,500円
退院時共同指導加算	退院にあたって主治医、看護師等が共同して 在宅での療養上必要な指導を行った場合		6,000円
特別管理指導加算	退院後特別な管理が必要な方に対し、退院時 共同指導を行った場合		2,000円
退院支援指導加算	医療器具を使用する方等及び主治医が必要で あると認められた方に、退院日在宅で療養上 必要な指導を行った場合		6,000円
在宅患者連携指導加算	ご利用者、ご家族に指導等を行い、指導内容や 療養上の留意点を他職種に情報提供した場合		3,000円
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める疾病等に1回90分を超 えた訪問看護を行った場合		5,400円
複数名訪問看護加算	がん末期等厚生労働大臣が定める疾病等のご 利用者に対し看護師等が同時に複数の看護師 等と訪問看護を行う場合	1週毎	4,300円
ターミナルケア療養費	在宅で亡くなられたご利用者に対しターミナ ルケアを行った場合		20,000 円

訪問看護基本利用料(医療保険)

単位:円

回数	1割負担	2割負担	3割負担
1	1,795	3,590	5,385
2	2,648	5,296	7,944
3	3,501	7,002	10,503
4	4,354	8,708	13,062
5	5,207	10,414	15,621

6	6,060	12,120	18,180
7	6,913	13,826	20,739
8	7,766	15,532	23,298
9	8,619	17,238	25,857
10	9,472	18,944	28,416

(上記には**24**時間対応体制加算、複数回訪問加算、特別管理加算等、交通費は含まれていません。また、週**4**回以上の訪問の場合も金額が異なります。)

交通費料金表

介護保険	往復 10km未満	200円
	往復 10km以上20km未満	300円
	往復 20km以上30km未満	400円
	往復 30km以上	500円
医療保険	往復 10km未満	200円
	往復 10km以上20km未満	300円
	往復 20km以上30km未満	400円
	往復 30km以上	500円

^{※1}ヵ月の交通費料金の合計の上限を5,000円とさせていただきます。